

議案第1号

飯能市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新井重治

飯能市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で利用<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 市の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄</u>に掲げる<u>特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p>

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律の一部改正)
 第十三条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律(平成十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十七条第一項の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード(以下この号及び次号において「個人番号カード」という。)の交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第四項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの交付及び同項において準用する同法第三条第三項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同法第五項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同法第七項の規定に基づく個人番号カードの返納の受付

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく個人番号カードの交付に当たり、市町村長(特別区の区長を含む。以下この号において同じ。)が電子情報処理組織(当該市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。))と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置(同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。)を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務

第三条第一項第二号中「必要な施設及び設備」の下に「(前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実にを行うために必要な施設及び設備を含む。)」を加え、同項第三号中「必要な措置」の下に「(前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実にを行うために必要な措置を含む。)」を加える。

第十四条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第三条第一項」の下に「及び第三条の二第二項」を加え、「同項」を「同法第三条第一項」に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項(同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第三条第四項及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第四項(同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。)」に改め、「第三項」の下に「及び同法第九条第三項において準用する同法第三項の二第二項において準用する同法第三項第三項」を加え、同条第七号中「第二十二條第一項」の下に「及び同法第二十二條の二第二項において準用する同法第二十二條第三項(同法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第二十二條第四項及び同法第二十二條の二第二項において準用する同法第二十二條第四項(同法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「第二十二條第三項」の下に「及び同法第二十二條第二十八條第三項において準用する同法第二十二條第二項において準用する同法第二十二條第三項」を加え、同条第八号中「当該申請」を「同法第十六条の二第四項の規定に基づく送付又は同法第五項の規定に基づく送付(同条第三項の申出に係る市町村長(特別区の区長を含む。同号において同じ。))に対するものに限る。)」に、「第十七條第四項」を「第十七條第七項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同条第九号中(特別区の区長を含む。以下この号において同じ。))を削り、「本人確認の措置(同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。)」を「同項第二号に掲げる措置(以下この号及び次条第一項において「第二号措置」という。)」に、「当該本人確認の措置」を「当該第二号措置」に改める。

第三条第一項第二号及び第三号中「本人確認の措置」を「第二号措置」に改める。

(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正)
 第十五条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録」に改め、同条第一項中「この項の規定による同意の取得及び情報の提供」を「国税庁長官、厚生労働大臣その他この項の規定による事務」に、「係るもの」を「一に係るもの(以下「利用口座情報」という。))」に改め、同項第二号中「第九号」を「次条第三項及び第九号」に改め、同条第二項中「情報」を「利用口座情報」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録の特例)

第五条の二 前条第一項に規定する行政機関の長等(厚生労働大臣その他この項の規定による事務を適切に行い得るもの)と認められる者としてデジタル庁令で定めるものは、同条第一項の規定によるもののほか、利用口座情報を保有している場合において、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項及び当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することについて同意するかどうかを回答するよう求める旨を記載した書面を次項に規定する方法により送付した上で、当該預貯金者から同意を得たとき(第二号の規定により同意をしたものとして取り扱われることとなる場合を含む。))は、当該預貯金者に係る利用口座情報内閣総理大臣に提供することができる。

一 当該同意をした場合において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは、公的給付支給等口座登録簿に第三条各号に掲げる事項が記録されること。
 二 当該書面が到達した日から起算して三十日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは、当該同意をしたものとして取り扱われることとなること。

三 前条第一項第二号に掲げる事項

2 前項の規定による預貯金者への送付は、書留郵便又は民間事業者による借書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般借書郵便事業者若しくは同条第九項に規定する特定借書郵便事業者の提供する同条第二項に規定する借書便の役割のうち書留郵便に準ずるものとしてデジタル庁令で定めるもの(以下「デジタル庁令」という。))に付し、かつ、前項に規定する回答を行うために必要なものとしてデジタル庁令で定めるものを添付して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による利用口座情報の提供を受けた時点で、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨及び当該預貯金者に係る公的給付支給等口座情報を変更されない旨を通知するものとする。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その旨及び第五条の二第一項の規定により利用口座情報の提供を受けた旨」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 国庫は、予算の範囲内で、第一項の規定による事務の執行に要する費用を負担する。

第五条の三 厚生労働大臣は、第五条第一項及び前条第一項の規定による事務(日本年金機構が行うこととされている公的給付の支給等に係る事務に限る。)を日本年金機構に行わせるものとする。

附則

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九條第二項の改正規定並びに第十三條の規定並びに附則第十七条、第十九條及び第二十條の規定 公布の日

別表第一の九十一の項の次に次のように加える。

九十一の二 出入国在留管理庁長官

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百五の項の次に次のように加える。

百五の二 国土交通大臣

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)によるマンシヨン管理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百十六の項の次に次のように加える。

百十六の二 厚生労働大臣

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による衛生検査技師名簿への登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百十七の項の次に次のように加える。

百十七の二 総務大臣

国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による国会議員互助年金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百三十の項の次に次のように加える。

百三十の二 都道府県知事又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十号)第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長

国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百三十一の項中「支給」の下に「指定医の指定」を加える。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「掲げる事項」の下に「(外国人住民(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。)にあつては、第二号に掲げる事項を除く。)」を、「記載され」の下に「第十六条の二第二項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう)。

第九条第三項中(昭和二十二年法律第二百二十四号)を削る。

第十六条の二第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合(同項の市町村の長から機構に対し、その者について同項に規定する措置をとった旨の通知があった場合に限り)には、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するものとする。

3 住民基本台帳に記録されている者であつて前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの(当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限り)のうち個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができ。

第三項を「同条第四項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第三項の申出をした者(交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から機構に対しその旨の通知があったものに限る。)に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより、機構が、その者に対し、当該個人番号カードを送付することにより行う。

第十八条の二第一項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第七項並びに第十七条第三項」に改め、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十八条の八第一項中「第十六条の二」の下に「及び第十七条第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第四十四条中「第十六条の二第二項」の下に「及び第六項」を加え、「第四項まで及び第六項(同条第七項)」を「第五項まで及び第七項(同条第八項)」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

第七条第一号の次に次の一号を加える。

一 二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ)。

第十七条第二号の次に次の一号を加える。

二 二 氏名の振り仮名

第十七条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

第二十条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同表第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項中「に掲げる事項及び」を「及び第八号に掲げる事項並びに」に改める。

第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同表第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項中「に掲げる事項及び」を「及び第八号に掲げる事項並びに」に改める。

第十九条第八号中「別表第二の第一欄に掲げる者」を「別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人情報番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの」に、「同表の第二欄に掲げる事務の」を「特定個人情報番号利用事務の」に改め、「が」の下に、「特定個人情報番号利用事務を処理するために必要となる特定個人情報番号として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報番号」という。）を記録した特定個人情報ファイル」を「当該利用特定個人情報番号の別表行政機関等又は法務大臣」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に、「同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要となる同表の第四欄に掲げる特定個人情報」及び「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第九号中「別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人情報番号利用事務」に、「当該事務の内容に応じて」を「当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第四号第二節の節名中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。
第二十一条第二号中「より特定個人情報」を「より利用特定個人情報」に、「次に掲げる」を「当該利用特定個人情報」が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めらるる」に、「対して特定個人情報」を「対して利用特定個人情報」に改め、同項各号を削る。
第二十二号（見出しを含む。）から第二十四号までの規定中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十六号の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「第二十一条第二号第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定めらるる」とを削る。
第四十四号中「第十七条第一項及び第三項（同条第四項）を「第十六条の第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項（同条第七項）に改める」。
第五十二号中「若しくは職員」の下に「（領事官であつてこれらの者以外の者を含む。）」を加える。
第五十六号中「第五十二号の三まで」の下に「及び第五十五号」を加える。

別表第一の一の項中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務」を加え、同表の二の項の次に次のように加える。

二の二 総務大臣又は都道府県知事

恩給法（大正十二年法律第四十八号）他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の五の項の次に次のように加える。

五の二 国土交通大臣

船舶法（昭和二十二年法律第百号）による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の八の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に、「指定医の指定」を加え、同表の十一の項の次に次のように加える。

十一の二 厚生労働大臣

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の十四の項の次に次のように加える。

十四の二 都道府県知事

母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）による指定（同法第十五条第一項の指定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の十九の項の次に次のように加える。

十九の二 厚生労働大臣

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による認定（同法第五条の二第一項の認定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の三 司法試験委員会

司法試験法（昭和二十四年法律第四十号）による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の四 都道府県教育委員会

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）による教育職員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の五 厚生労働大臣又は都道府県知事

死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）による認定（同法第二条第一項第一号の認定をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の六 都道府県知事

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による全国通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の七 通訳案内士法第五十条第四項の同意を得た市町村又は都道府県の長

通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の二十一の項の次に次のように加える。

二十一の二 厚生労働大臣

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の二十二の項中「昭和二十五年法律第二百三十三号」を削り、同表の二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二 国土交通大臣

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）による建築物調査員資格者（若しくは建築設備等検査員資格者）の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の三 国土交通大臣

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）による一級建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の四 都道府県知事

建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の五 都道府県知事

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）によるクリーニング師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

参考

(抜粋)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

法律

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

目次中「よる特定個人情報」を「よる利用特定個人情報」に改める。

第二条 第二号中「第十七条第二項」を「第十七条第五項」に改め、同条第十四項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第三条 第二項中「及び災害対策に関する分野」を「災害対策その他の行政分野」に改め、他の行政分野及び「を削る。

第九条 第一項中「別表第二」を「別表の各項」に改め、より同表の下に「当該各項の」を加え、「又は一部を行うこととされている者」を「若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）に、「同表の下欄に掲げる事務」を「一、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）に改め、同条第二項中「その他これらに類する」を「その他の」に改め、同条第三項中「特定個人情報の」を「利用特定個人情報の」に、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第四項中「別表第二」を「別表の各項」に改める。

第十四条 第二項中「まで又はは」を「まで、第三十条の十五の二第一項」に改め、「第三十条の十四の五まで」の下に「又は第三十条の四十四の七第一項」を加える。

第十六条の二 第二項中「いる者」の下に「又は戸籍の附票に記載されている者（国外転出者である者に限る。第三項において同じ。）」を加え、「発行する」を「作成する」に改め、同条第二項中「並びに個人番号カードの作成及び」を「及び送付（第十八条の二第一項において「個人番号カードの発行」という。）に関する状況並びに個人番号カードの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあつては、戸籍の附票。以下この項及び第四項において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村の長を經由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長）を經由して行うものとする。

3 戸籍の附票に記載されている者は、第一項の申請に併せて、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・市町村長以外で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けたいことを希望する旨の申出をすることができ、

4 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前項の申出をした者に係るものを除く。以下この項において同じ。）を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

5 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号（その者に係る住民票が削除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。）。

第十七条 第九項を同条第二項とし、同条第八項中「第四項」を「第七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、「速やかに」の下に「直接に又は領事官を經由して」を加え、「前項中「住所都市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」を「前項中「住所都市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を經由して附票管理市町村長」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に、「第七項並びに第十八条の二第三項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前条第一項の申請（同条第三項の申出をした者を除く。）が、交付市町村長以外の市町村長を經由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代つて前項第二号に掲げる措置をとることができ、

3 前条第三項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代つて同号に掲げる措置をとるものとする。

4 前二項の規定により交付市町村長に代つて第一項第二号に掲げる措置をとつた市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

第十八条の二 第二項中「第十六条の二第一項」の下に「第四項及び第五項」を加え、同条第三項中「住所都市町村長又は第十七条第八項の規定により読み替へて適用される同条第四項に規定する附票管理市町村長」を「交付市町村長（第十七条第二項又は第三項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合には、当該市町村長）」に改める。